

平成20年度第2回 愛知県都市計画審議会

と き 平成20年11月12日（水）午後1時
ところ 愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 安達正人）】 お待たせいたしました。ただいまから平成20年度第2回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

最初に、傍聴人の皆様をお願いいたします。

本日配付いたしました傍聴券の裏面をご覧ください。既にお読みいただいていることと思えますけれども、簡単に注意事項を申し上げます。

会議の開催中は静粛に傍聴して下さるようお願いいたします。

携帯電話は、電源を切って、鞆などにおしまいください。

録画、録音等は禁止されております。

そのほか、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はおやめください。

以上、注意事項をお守りいただき傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長からごあいさつをお願いいたします。

【会長（名城大学教授 松井 寛）】 会長を務めさせていただいております松井でございます。

本日は、今年度第2回目の愛知県都市計画審議会に当たりますが、委員の皆様方には、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

今日は、議案が4件ということで少のうございますので、それほど時間をちょうだいすることはないかと思いますが、いずれにしても、議事が円滑に進行いたしますようご協力をよろしくお願い申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 安達正人）】 ありがとうございます。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、あわせてご覧ください。

市町村議会の議長の代表として委員をお願いいたしました豊山町議会議長の青山克己委員でございます。

【委員（豊山町議会議長 青山克己）】 ご紹介いただきました豊山町議会議長を務めて

おります青山克己でございます。どうかよろしくお願いいたします。

【事務局(都市計画課課長補佐 安達正人)】 また、関係行政機関の職員として委員をお願いしております方々のうち、愛知県警察本部長が異動されました。

以上でございます。

なお、本日の上程議案のうち、第1号議案は区域区分の案件であり、区域区分に関する臨時委員の方にもご審議いただくため、本日ご出席をお願いしておりますので、ご紹介いたします。

愛知県土地改良事業団体連合会専務理事の伊藤明委員でございます。

なお、本日の会議は、2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

審議会運営規程第8条の規定に基づき、議事録署名者として、志水暎子委員、・田徳保委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、審議に入らせていただきます。

本日、ご審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「宝飯都市計画区域区分の変更について」から第4号議案「知多北部都市計画緑地の変更について」の4議案でございます。

それでは、第1号議案「宝飯都市計画区域区分の変更について」及び第2号議案「宝飯都市計画臨港地区の変更について」の2議案につきましては、関連案件ですので一括上程させていただきます。

それでは、県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 宇納保夫】 都市計画課長の宇納でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に配付いたしました資料のうち、図面につきましては、委員お二人に1台のモニターを用意いたしましたので、あわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、第1号議案「宝飯都市計画区域区分の変更」及び第2号議案「宝飯都市計画

臨港地区の変更」につきましてご説明いたします。

議案書は1ページから10ページ、議案概要説明書は1ページから2ページ、図面は図面番号1から3でございます。

本案件は、豊川市の御幸浜地区御津1区において、企業庁が施行する公有水面埋立法による埋立てが竣工したことに伴い、区域区分の変更と臨港地区の都市計画を変更しようとするものでございます。

図面番号1の総括図をご覧ください。

図面左上から右下に向かって伸びる黒色の破線がJR東海道本線、東海道新幹線、青色の実線が国道23号でございます。また、図面真ん中上に橙色の丸印で示しておりますのが豊川市御津支所、その下の黒色の丸印がJR東海道本線愛知御津駅でございます。

御津1区は、この豊川市御津支所から南へ約1.5kmに位置し、赤の実線で区域取りしております約27haの区域でございます。

豊川市は、平成20年1月15日に豊川市と音羽町及び御津町が合併して新しく誕生いたしました。三市町の合併協議会において、平成19年8月に策定された新市基本計画では、当該地区を「企業立地を積極的に促進させ、工業生産・物流拠点機能の充実を図る産業拠点核」として位置づけております。

次に、図面番号2の計画図をご覧ください。

赤色の実線で区域取りし、青色の斜線でお示した地区を市街化区域に編入し、港湾を管理運営するために臨港地区を定めようとするものでございます。また、分区につきましては、工業港区を定める予定としており、工場その他工業施設を設置することを目的とした区域として規制するものでございます。

ここで、臨港地区について簡単にご説明いたします。臨港地区とは、都市計画で定める地域地区の1つで、港湾を管理運営するために定めるものでございます。臨港地区を定め、港湾管理者による分区が指定されますと、その地区内における一定の行為が規制の対象となります。なお、三河港につきましては、重要港湾であることから臨港地区の都市計画決定権者は愛知県となります。

現在、宝飯都市計画区域における三河港においては、2つの分区が定められております。1つは、旅客または一般の貨物を取り扱わせることを目的とする「商港区」、もう一つは、スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利用に供することを目的とする「マリーナ港区」でございます。なお、分区は、港湾法の規

定により港湾管理者である愛知県が定めることとなっております。

図面番号3の参考図をご覧ください。

この図面は、御津1区の用途地域を示したものでございます。本地区は、本案件に合わせて豊川市が用途地域の都市計画を決定する予定でございます。都市計画決定の内容は、工業専用地域、容積率200%、建ぺい率60%でございます。

本案件につきましては、平成20年8月12日から8月26日まで公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、関係市である豊川市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

特にご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第1号議案及び第2号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第1号議案及び第2号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

区域区分の案件が終了いたしましたので、ここで臨時委員の方にはご退席をいただきたいと思っております。ご協力ありがとうございました。

(臨時委員退席)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 続きまして、第3号議案「衣浦東部都市計画用途地域の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 宇納保夫】 第3号議案「衣浦東部都市計画用途地域の変更」についてご説明いたします。

議案書は11ページから14ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号4から6でございます。

今回、用途地域を変更しようとする地区は、知立市の知立駅周辺地区でございます。

図面番号4の知立市の総括図をご覧ください。

知立駅周辺地区は、図面中央に橙色の丸印で示しております知立市役所から北西に約500

m、名鉄本線と名鉄三河線が結節している知立駅の南東に位置し、赤色の実線で区域取りしております面積約2.3haの区域でございます。

次に、図面番号5の計画図をご覧ください。

この計画図は、知立駅周辺地区における用途地域の変更後を示したものでございます。今回、用途地域を変更しようとする区域を赤色の実線、知立駅周辺土地区画整理事業を実施中の区域を青色の実線で区域取りしております。区画整理事業の事業面積は約13.3ha、事業期間は平成11年度から28年度の予定でございます。なお、同地区では、名古屋鉄道の連続立体交差事業も行われております。

知立駅周辺地区は、知立市都市計画マスタープランにおいて、文化・商業施設等の都市的機能を集約した都市的拠点整備ゾーンとして位置づけられております。土地区画整理事業が進捗してまいりましたので、用途地域を変更しようとするものでございます。

次に、図面番号6の参考図をご覧ください。

この参考図は、左側に用途地域の変更前を、右側に変更後を示し、用途地域の変更前後の対照を示したものでございます。今回、青色で示した範囲の知立駅周辺土地区画整理事業の進捗に伴い、都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性や周辺土地利用状況等を総合的に勘案し、赤色の実線で区域取りした地区の用途地域を変更しようとするものでございます。南側の区域界は知立環状線の道路端から20mとなっております。

変更前の用途地域は、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に定められておりますが、変更後は、商業地域、容積率400%に変更しようとするものでございます。建ぺい率は、建築基準法により80%となります。

本案件は、商業地域へ用途地域を変更するものであるため、一市町村の視点だけではなく、広域的な視点からその適正な立地の調整を行う必要があると考え、隣接する刈谷市、安城市、豊田市から意見を聴取する広域調整を行いました。異議なしとの回答を得ております。

また、平成20年8月12日から8月26日まで公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

なお、関係市である知立市に意見照会をいたしましたところ、異存のない旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

伊藤委員。

【委員（愛知県議会議員 伊藤勝人）】 伊藤であります。

今、図面を見せていただいております、用途変更なされるるところと区画整理事業がなされるところで、少し区画整理事業から外れたところがありますよね。右の鉄道のすぐ下のところですが、このところですけど、これは何か意味があるんですか。

【都市計画課長 宇納保夫】 今のご質問についてお答えとして、今の名鉄三河線と書いてあるところから右上へずっと青い線が行きまして、名鉄の本線のところで少し曲がっているところ、この区域のことだというふうに思いますが、この区域は、区画整理の境界が現在ある現道の境界で区画整理境界としております。この部分につきましては、区画整理の区域内で知立環状線という都市計画道路が整備されまして、その沿道利用を図るという意味から用途地域の変更をしようとするために、一部区画整理区域の外まで用途地域の変更が及ぶ範囲でございますが、この地区につきましては、区画整理区域の外ではございますが、知立環状線からの沿道利用が可能な地区ということになりますので、今回、名鉄の本線までの間を一体的に用途地域の変更をしようとするものでございます。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 伊藤委員。

【委員（愛知県議会議員 伊藤勝人）】 そうしますと、例えば、区画整理の事業が進捗をしてきますと、町名の変更をせないかんですわな。何丁目何番地だとか、そういうふうになってきますね。このところは、従来の番地で商業地域になるというふうに理解すればいいですか。

【都市計画課長 宇納保夫】 商業地域その他の都市計画の地域地区の区分線は、何丁目何番地という筆とか、地番ではなくて、図上表示というのを原則としておりまして、それを補助するために地番界等になるところについては地番を参考として備考欄に入れさせていただいております。今回の場合は、知立環状線の端から20mという表示とさせていただいておりますので、特に何丁目何番地という地番が参考表示として入ることはございません。

知立環状線という道路が区画整理の中ででき上がりますので、そのでき上がった線から外側へ20mの線が用途地域の境界線という形になります。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ほかに何かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第3号議案について、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第3号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

続きまして、最後になります、第4号議案「知多北部都市計画緑地の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 山下榮一】 公園緑地課長の山下でございます。

第4号議案「知多北部都市計画緑地の変更」につきましてご説明いたします。

議案書は15ページから18ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号7から9でございます。

今回、新たに都市計画に定める緑地は、第8号加木屋緑地でございます。図面番号7の総括図をご覧ください。

これは、知多北部都市計画区域のうち、東海市の中部から南部を示した図面でございます。図面中央には橙色の丸印で示しております東海市役所、その左下には名古屋鉄道常滑線の太田川駅、太田川駅から南に向かって常滑線と河和線が分離しております。このうち、右側の半田方面に分離した名古屋鉄道河和線の南加木屋駅のすぐ北西の赤色の実線で囲まれ、緑色で塗りつぶした区域が第8号加木屋緑地でございます。

次に、図面番号8の計画図をご覧ください。

この計画図は、第8号加木屋緑地の区域を示したものでございます。赤色の実線で囲まれ、緑色で塗りつぶした区域が都市計画緑地第8号加木屋緑地として新たに追加する区域でございます。

この加木屋緑地は、東海市緑の基本計画における緑のネットワークにおいて、緑の骨格軸を形成する緑の拠点として位置づけられた丘陵地でございます。

また、東海市都市計画マスタープランでは、身近な自然を味わうことができる自然環境再生拠点として位置づけられております。

本緑地は、コナラなどの自然林から構成される既存の樹林地で、東海市で最も標高が高い御雉子山を中心とした丘陵地であります。

都市計画で定める区域は、既存の樹林地を中心に緑の連続性を考慮し、地形や既存の道

路境界にも配慮して、区域面積を約13.9haと設定いたしました。

また、本緑地は、市街地の背後に位置する大規模なものであるため、大気浄化や二酸化炭素吸収などの環境保全、多様な生物の生育空間の確保、良好な景観を形成する都市のシンボルゾーンの保全、延焼防止や土砂災害防止、身近な自然を学び、味わい、ふれあうことのできる場など、様々な機能を果たすことから、今回、都市計画緑地として決定し、緑地の保全を図ろうとするものでございます。

なお、ご説明いたしました緑地の現況を航空写真により用意しましたので、モニター画面をご覧ください。赤色で囲まれた部分が都市計画緑地の区域でございます。濃い緑色が樹林地であり、都市に残る貴重な緑地であることが確認できます。

次に、図面番号9の参考図をご覧ください。

この図面は平面計画図でございます。左下の凡例でございますように、薄い緑色は既存樹木の保全、濃い緑色は荒地などにおいて新たに植樹する範囲、橙色は園路、水色はため池を示しております。計画では、できる限り現況の自然を多く残し、緑地の保全と整備及びため池周辺や展望台への園路を設置し、自然とふれあう機会を創出していくこととしております。

本案件につきまして、平成20年8月12日から8月26日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、1通1名の意見書の提出がございました。

表紙が薄い緑色で、「第4号議案知多北部都市計画緑地の変更について 意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解」と表題のあります参考資料をご覧ください。

参考資料の1ページをご覧ください。

資料左側の意見書の要旨でございますが、「1.都市計画緑地に隣接する市道の計画幅員について」といたしまして、当該緑地と加木屋小学校の間の市道（中ノ池加木屋線）は、平成元年に歩道つきの幅員10mに拡幅する道路改良計画説明会があったが、現在未整備である。今回、緑地計画に伴い緑地沿いにある生活道路が幅員6mに拡幅する計画であるが、将来周辺が立派な緑地公園となれば散策する人も多くなるため、歩行者の安全確保のため過去の計画どおり歩道つきの幅員10mで道路をつくってほしい。

以上が1通1名の方からいただきました意見書の要旨でございます。

次に、この意見書に対する都市計画決定権者の見解についてご説明させていただきます。

資料右側の都市計画決定権者の見解の部分をご覧ください。

市道中ノ池加木屋線は、当該緑地の北にある中ノ池周辺の町内と当該緑地の南西の加木

屋町の町内間を結ぶ生活道路として、延長約0.7km、幅員10m（車道6m、歩道4m）の拡幅 現況は約2から6mの幅員でございますが を平成元年度に計画しましたが、用地交渉等が難航したため事業を中断しました。

その後、緑の保全・創造が東海市総合計画の重要施策として位置づけられたこと及びこの地区周辺の幹線道路である都市計画道路名古屋半田線等の整備が順調に進捗しているため、緑地沿いの道路計画は生活道路として必要な幅員6mまでの拡幅としました。

なお、今後、当該緑地や周辺の生活道路の整備に当たっては、散策する方の自然とのふれあいや安全の確保に配慮するなど、事業者である東海市が事業説明会などを開催し、住民の理解を十分得ながら適切に進めるよう、都市計画決定権者として申し伝えます。

以上が第4号議案「知多北部都市計画緑地第8号加木屋緑地」に対する意見書の要旨と都市計画決定権者の見解でございます。

また、本案件につきまして、関係市である東海市に意見照会いたしましたところ、異なる旨の回答を得ております。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

堀越委員。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 堀越哲美）】 航空写真が出ていましたよね。それをちょっと見せていただきたいんですが、見るところによると、かなり緑で覆われていて、参考図ですけれども、計画のほうで見ますと、植林すると書いてあるので、植林までしなきゃいけない状況なのかどうか教えていただきたいと思います。

【公園緑地課長 山下榮一】 航空写真は出ますでしょうか。

ご覧いただきますと、少し濃い目の緑のところは樹林地でございますが、薄い部分が少し荒れ地になっております。今回の計画は、濃い部分は保全しようとし、ちょっと荒れ地になっているところについては植林をしていこうという計画でございます。

【委員（名古屋工業大学大学院教授 堀越哲美）】 完全な植林という意味じゃなくて、プラスアルファしていくということですね。

【公園緑地課長 山下榮一】 そういう補完するという程度のものでございます。

【議長（名城大学教授 松井 寛）】 ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

特段ほかにご意見、ご質問もないようですので、採決をさせていただきます。

第4号議案について、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【議長(名城大学教授 松井 寛)】 ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第4号議案につきましては原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の審議はすべて終了いたしました。大変ご熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

【事務局(都市計画課課長補佐 安達正人)】 ありがとうございます。

これもちまして本日の会議を終了いたします。

(閉会 午後1時27分)